

板橋区立図書館資料除籍基準

平成30年4月1日 中央図書館長決定
令和6年1月1日 一部改正

(目的)

この基準は、板橋区立図書館資料収集方針に基づき、資料の更新及び除籍を行うために必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

板橋区立図書館として常に新鮮で適切な蔵書構成の維持及び充実を図るため、資料の除籍を行う。

(除籍の基準)

1 汚損・破損資料

汚損・破損のため、利用に供することが適当でないもの。ただし、資料的価値が高く、修理製本した方がよいものは除く。

2 不用資料

次のいずれかに該当するもの。

- (1) 受入後5年以上を経過し、利用がほとんどなく資料的価値のないもの。
- (2) 経年により時事的及び実用的価値のなくなったもののうち、他の資料で代替できるもの。
- (3) 逐次刊行物は、別で定める保存期間を過ぎたもの。
- (4) 視聴覚資料については、以下のとおりとする。
 - ①内容が古くなり、資料的価値がなくなったもの。
 - ②メディア環境の変化等を踏まえ、再生機器の入手が困難であるもの等、利用に供することが適当でないもの。

3 移管資料

区内外の図書館並びに他の部及び課へ移管したもの。

4 事故資料

盗難・災害等により、板橋区立図書館資料（亡失・汚損・破損）の弁償事務処理要綱第2条第2項に定める届出を受理したもの。

5 所在不明資料

所在不明が判明した時点から2年以上経過したもの。

なお、特別整理期間中に調査を行った後に除籍を行うものとする。

6 回収不能資料

次のいずれかに該当するもの。

- (1) 返却予定日から2年以上経過した回収不能のもの。
- (2) 板橋区立図書館資料（亡失・汚損・破損）の弁償事務処理要綱第3条第2

項に定める弁償の届出後、2年間を経過しても弁償されないもの。

(3) 板橋区立図書館資料（亡失・汚損・破損）の弁償事務処理要綱第5条の規定により、弁償が免除されたもの。

7 その他

前各号に規定するもののほか、利用に供することが適当でないもの。

（除籍対象外の資料）

板橋区立図書館資料保存基準にて、永年保存の対象とされたもの。

（除籍資料の取り扱い）

除籍資料は、利用者への提供等により有効な活用を図るものとする。

なお、提供方法及び提供資料の取り扱いは、別に定める。

（その他）

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 「東京都板橋区立図書館図書等の除籍要領（昭和53年2月28日決定）」は廃止する。

付 則

- 1 この基準は、令和6年1月1日から施行する。